一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　静岡県静岡市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　　及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十八号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十九年十二月六日
　　農林水産大臣　齋藤　健
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　静岡県静岡市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　　及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十九号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十九年十二月六日
　　農林水産大臣　齋藤　健
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　静岡県静岡市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　　及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百八十号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十九年十二月六日
　　農林水産大臣　齋藤　健
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　静岡県伊豆市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　　及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び伊豆市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百三十六号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
　平成二十九年十二月六日
　　国土交通大臣　石井　啓一
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　なかもう沢
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　群馬県甘楽郡下仁田町大字青倉
　字小河原　三五八番　一号
　　四一二番　二号から五号まで
　　三六九番　六号
　　三六八番　七号
　　三六七番　八号
　　三一五番　九号、十号及び十五号
　　三一二番　十一号
　　三一五番一　十二号
　　三一一番一　十三号及び十四号
　　三一七番　十六号

○国土交通省告示第千百三十七号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
　平成二十九年十二月六日
　　国土交通大臣　石井　啓一
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　西の谷川
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　島根県益田市西平原町
　一三四七番六　一号
　五八一番　二号
　一五二〇番　三号
　五九三番一　四号
　一三四八番四　五号

○国土交通省告示第千百三十八号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
　平成二十九年十二月六日
　　国土交通大臣　石井　啓一
一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　朝日川
　㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　大分県豊後高田市松行
　字宮ノ脇　一三七七番一　一号
　　一三七八番二　二号
　　一三九〇番　三号
　　一四〇一番　四号
　　一四一五番　五号
　　一四〇九番　六号
　　一四三五番　七号
　　一四二七番　八号
　　一三九八番　九号から十二号まで
　　一三八六番四　十三号
　　一三七六番一　十四号
　字大屋敷　一二四二番　九号
　字下り松　三番　十五号
二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　東小川川
　㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　大分県国東市安岐町瀬戸田
　字西ノ平　一〇三番　一号
　　一〇二番　二号
　　一六六番　三号
　　一七〇番　四号
　　一七二番一　五号
　　一八二番一　六号
　　一八八番　七号
　　一五七番　八号
　　一五〇番　九号
　　一六〇番　十号
　　一六一番　十一号
　　一〇八番　十二号